

# 2014 北海道最賃情報

No. 7

2014. 9. 29(月)

連合北海道最賃対策委員会

## 特定最賃(産業別)審議中

### 特定最賃(4業種)の審議が進んでいます

北海道地域最低賃金は10月8日(水)より748円となる。一方、特定最賃として選定されている4業種の最低賃金は、特定(産業別)最低賃金専門部会にて、10月2日までに結審し12月1日発効を目指して審議中である。

**乳 糖** : (処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業)

労側委員: 大島 千周(雪印メグミルク労組 札幌工場支部 執行委員)

布施 政彦(フード連合 北海道地区協議会 事務局長)

樫 貴寛(北海道糖業労組 中央特別執行委員)

現在の特定最賃 791円 → 11円アップの802円で結審(9/26)

**鉄鋼業**: (鉄素形材製造業及びその他の鉄鋼業を除く)

労側委員: 高野 聖久(日本製鋼所室蘭労組 書記長)

永田 重人(連合北海道 組織労働局長)

平田 豊 (基幹労連 北海道本部 事務局長)

現在の特定最賃 842円 → 審議中

**電 気**: (電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)

労側委員: 飯田 学 (パナソニックデバイス労組 北海道支部 執行委員長)

仙石 彰 (電機連合 北海道地方協議会 事務局長)

渡辺 直志(連合北海道 副事務局長)

現在の特定最賃 784円 → 審議中

**船 舶**: (船舶製造・修理業、船体ブロック製造業)

労側委員: 大磯 扶三彦(UA ゼンセン北海道支部 常任)

高梨 稔 (全日本造船機械労組 北海道地方本部 書記長)

藤原 洋一(全日本造船機械労組 函東工業分会 書記長)

現在の特定最賃 787円 → 審議中

\*いずれの特定最賃も、その業種で働く労働者に適用されますが、

・18才未満または65才以上の者

・雇入れ6ヶ月未満(乳糖は3ヶ月未満)の者であって、技能習得中のもの

・清掃、片付け、整理、雑役または炊事の業務に主に従事する者 などは適用除外です。

(2つ以上の最賃の適用を受ける場合は高い額の最低賃金が適用されます)

最低賃金についてのご意見は 連合北海道最賃対策委員会まで

TEL210-0050 FAX272-2255 mail:organization@rengo-hokkaido.gr.jp